

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和4年6月10日（金） 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所501会議室

会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 報告第7号 専決事項の報告について
日程第5 議案第16号 宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子
(教育委員)
教育長職務代理者 加賀爪 毅
委 員 中 筋 斉 子
委 員 小 山 栄 子 (オンラインによる出席)
委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

部 長	北 尾 哲	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	教育総務課長	吉 田 秀 平
教育支援課長	金 久 洋	中央図書館長	安 田 美 樹
学校改革推進課副課長	山 口 立 彦	学校改革推進課総括指導主事	坂 上 敬 宣
中央図書館主幹	藤 井 健		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	北 池 頭 子	教育総務課主任	前 田 圭 祐
教育総務課主事	西 村 結 衣		

開 会 (午後6時)

- 開会宣言** 教育長が6月教育委員会臨時会議の開会を宣言する。

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

- 日程第2** 会期について
教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

- 日程第3** 報告
 - (1) 西小倉地域における小中一貫校の整備に向けた検討状況について
 - (2) 「要望書」等について

(1) 西小倉地域における小中一貫校の整備に向けた検討状況について

[説明]

はじめに資料1ページの「1. これまでの検討状況」について、報告する。「①西小倉地域小中一貫校整備に関する意見交換会」については、5月30日(月)に西小倉小学校、6月1日(水)に南小倉小学校、6月3日(金)に北小倉小学校を会場として、前回の教育委員会会議で示した、基本計画素案を基に、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の学校部会により、検討状況等について説明を行い、出席した保護者や地域の皆様から、様々なご意見をいただいた。いただいたご意見の概要が、資料2ページである。

主な内容で何点か報告をさせていただくと、「グラウンド関係」のご意見が多くあった。「グラウンドを広くしてほしい」「第2グラウンドが必要である」「放課後の遊び場の確保」などである。他では、「自校への給食室配置」や「通学路の安全性」「回廊型校舎では中庭に光は射すのか」「教室の広さの確保」「一貫教育によるメリットとは」「コンセプトを実現してほしい」などである。

いただいた意見については、内容に応じて、今後の設計業務に反映が可能かどうかの検討を行う。また、その他の質問等についても、市教委としてお答えする方法を検討していく。

次に「②西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 学校部会」の内容について報告する。

この間、5月11日(水)に第5回学校部会を開催し、第5回では(仮称)西小倉地域小中一貫校基本計画素案の説明を行った。また、6月7日(火)に第6回学校部会を開催し、そこでは先ほど報告をした意見交換会で出た内容の報告や、基本計画素案のA案、B案について意見をいただいたところである。何点か意見をいただくものの、現在の基本計画素案では、具体的なイメージが難しく、意見を出しにくいとの意見もいただ

いたので、今後の学校部会の進め方については、ご議論・意見を活発に行えるように、資料作りを含めて検討しているところである。

[質 疑] なし

(2)「要望書」等について

[説 明]

2.「要望書」等について、3件の要望があった。

1件目、うじ未来から「要望書」の提出があった。

市教委にかかわる事項については、要望項目3つ目の、「食材の高騰に伴い、学校や保育所等での給食費が値上げとならないよう適切な対策を講じること」がある。

2件目、日本共産党宇治市議員団から「物価高騰から市民の暮らしと生業を守るための対策強化を求める緊急申し入れ(第10次)」の提出があった。

市教委にかかわる事項については、項目2つ目の、「学校の給食費の無償化、負担の軽減に取り組むこと。学校教材費等の保護者負担の軽減をおこなうこと」、項目5つ目の、「新型コロナの感染拡大を防ぐために、保健所の体制の抜本的強化を府に求めるとともに、市としても学校などでの検査体制と事業所等への支援を強化すること」がある。

3件目、西小倉にどんな学校をつくるかを考える会から「西小倉地域小中一貫校の基本計画についての要望書」の提出があった。

[質 疑] なし

○日程第4 報告第7号 専決事項の報告について

[説 明]

本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第9号「宇治市学校運営協議会委員の任命について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をおこなった。

学校運営協議会委員については、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行っていただく。今回、6月1日付で6名を追加で任命したことから、任命した委員は合計247名となっている。

[質 疑] なし

○日程第5 議案第16号 宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明]

本議案は、視覚障害者専用電子書籍を利用できる者の定義について、所要の改正

を行うものである。

本件については、令和4年5月定例教育委員会にてご可決いただいた規則第6号において、宇治市図書館規則を改正したところであるが、視覚障害者専用電子書籍を利用できる者の定義について誤りがあったため、改めるものである。

内容としては、本規則第14条第1項の視覚障害者専用電子書籍を利用できる者を、第4条第2項各号に該当する者から、同項第1号に該当する者に改めるものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が6月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時15分)